

総合評価落札方式にかかる事務手引きの変更概要

①「過去3年間の工事成績の平均値」対象工事について

過去3年間が対象工事であるため、平成25年度は平成22年4月1日以降が対象となる。そのため、平成22年3月31日以前についての記載を削除しました。

【対象工事】

元請けとして完成・引渡が完了した工事に主任(監理)技術者として従事した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)

②「継続教育(CPD)の取り組み状況」について

建設系継続教育の団体からの証明書は、発行日及び証明期間の最終日が入札書を提出した日から過去3ヶ月以内のものに限ると明記しました。(P136参考図を追加)

③入札手続きにおける技術者の専任配置の確認方法の変更に伴い、必要事項を追記しました。

④参考資料に掲載の和歌山県県土整備部総合評価審査委員会設置要綱については条例化に伴い、削除しました。

○適用時期

平成25年4月1日以降公告分の建設工事から適用